

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和元年11月15日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1900062 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1900042 号

第 1 結論

- 1 請求者のA社における標準賞与額を、平成 22 年 7 月 20 日は 15 万 7,000 円、同年 12 月 20 日は 15 万 3,000 円に訂正することが必要である。

上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における標準賞与額を、平成 22 年 7 月 20 日は 15 万 7,000 円から 16 万円及び同年 12 月 20 日は 15 万 3,000 円から 16 万円に訂正することが必要である。

上記訂正後の標準賞与額（上記 1 の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 22 年 7 月 20 日
② 平成 22 年 12 月 20 日

A社に勤務していた期間に賞与が支給されていたのに、請求期間①及び②（以下「請求期間」とする。）において賞与の記録が無いので、調査の上、当該期間の標準賞与額を年金額に反映させるとともに、年金額に反映されなくても賞与の支払事実を即した記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 オンライン記録によると、請求者のA社に係る請求期間の標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額の記録とされている。

しかしながら、請求者及びA社から提出された賞与明細書等により、請求者は、

請求期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 15 万 7,000 円及び請求期間②は 15 万 3,000 円に訂正することが必要である。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、請求者の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間について、請求者は、年金額に反映しないとしても賞与の支払事実即ち標準賞与額への訂正を併せて求めているところ、上記賞与明細書等から、請求期間①及び②に 16 万円の賞与がA社から請求者へ支払われていたことが確認できることから、請求者の標準賞与額を、請求期間①は 15 万 7,000 円から 16 万円及び請求期間②は 15 万 3,000 円から 16 万円に訂正することが必要である。

ただし、請求期間の訂正後の標準賞与額（上記 1 の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1900055 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1900043 号

第 1 結論

請求者の A 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 58 年 5 月 30 日から同年 6 月 1 日に訂正することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 58 年 5 月 30 日から同年 6 月 1 日まで

私は、B 事業所を昭和 58 年 5 月 1 日に退職した後、同年 5 月 30 日に A 事業所に就職し、当初は非常勤職員として勤務していた。B 事業所では昭和 58 年 5 月まで共済組合に加入していたので、A 事業所では同年 6 月 1 日から厚生年金保険に加入したと思っていたのに、平成 20 年に社会保険事務所（当時）の窓口で記録を確認したところ、昭和 58 年 5 月の 1 か月が未加入になっているという説明を受けたので、A 事業所に係る厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を同年 5 月 30 日とする年金記録に係る確認申立てを行い、記録訂正が認められたが、今年の 7 月に再度、記録を確認したところ、昭和 58 年 5 月は共済組合と厚生年金保険が重複しており、被保険者期間が 1 か月多いため、加給年金と振替加算が受給できないと言われた。平成 20 年に記録を確認した際、「昭和 58 年 5 月は共済組合に加入している。」と正しく説明されていたら、申立ては行わなかったもので、A 事業所に係る厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を訂正前の記録に戻してほしい。

第 3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の A 事業所に係る厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は、当初、昭和 58 年 6 月 1 日と記録されていたところ、請求者が総務省年金記録確認 C 地方第三者委員会（当時）に対して行った年金記録に係る確認申立てについて、平成 21 年 3 月に記録訂正が認められたことにより、取得年月日が昭和 58 年 5 月 30 日に訂正されている。

また、A 事業所の後継法人である D 機構から提出された請求者に係る人事記録から、請求者は、A 事業所に昭和 58 年 5 月 30 日に採用されたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、請求者は、昭和 57 年 4 月から昭和 58 年

5月まで共済組合に加入しており、同年5月は共済組合員期間とされている上、請求者のA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険手帳記号番号払出簿には、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は同年6月1日と記載されており、訂正前のオンライン記録と一致している。

また、オンライン記録により、A事業所において、昭和61年3月以前に厚生年金保険被保険者記録が確認できる者のうち、請求者と同様に、直前に勤務していた事業所において共済組合に加入しており、当該事業所を退職した月の翌月1日に、A事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得している者が3人確認できる。

さらに、D機構の回答から、採用日と厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が一致していない者が複数確認できることから、A事業所では、必ずしも採用と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

加えて、D機構は、「請求期間当時の資料が無く、請求期間に係る厚生年金保険料を控除していたかは不明である。」旨を回答している上、請求期間当時、A事業所において庶務を担当していた同僚は、「昭和58年6月1日から厚生年金保険に加入していたのであれば、同年5月分の保険料は控除していないと思う。」と回答しており、請求者の請求期間に係る給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認又は推認することができない。

これらを総合的に判断すると、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和58年6月1日に訂正することが必要である。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1900063 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1900044 号

第 1 結論

請求者の A 社（現在は、B 社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 61 年 5 月 1 日から同年 4 月 1 日に訂正し、同年 4 月の標準報酬月額を 11 万円とすることが必要である。

昭和 61 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 61 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 61 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

私は、昭和 61 年 4 月 1 日に A 社に入社し、継続して勤務しているが、請求期間に係る厚生年金保険の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 オンライン記録によると、請求者の A 社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は、当初、昭和 61 年 5 月 1 日と記録されていたところ、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和元年 7 月 26 日付けで、事業主から、請求者の資格取得年月日を昭和 61 年 4 月 1 日に訂正する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（取得月訂正）が提出されたため、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、請求期間は保険給付の計算の基礎とならない記録とされている。

2 雇用保険の記録、B 社から提出された請求者に係る社員名簿及び同僚の回答から、請求者は、請求期間において、A 社に勤務していたことが確認できる。

また、i) 事業主は、「請求期間当時、給与は毎月末日支給であり、保険料は当月控除であった。」と回答していること、ii) 請求期間当時、A 社において給与計算を担当していた者は、「入社後、最初に支給される給与から厚生年金保険料を控除していたと思われる。」と陳述していること、iii) B 社から提出された同僚の賃

金台帳により、厚生年金保険被保険者資格を取得した月の前月分の給与が支給され、当該給与から厚生年金保険料が控除されている者が複数名確認できることから判断すると、請求者は、昭和 61 年 4 月分の給与を支給され、事業主により当該給与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

さらに、請求期間の標準報酬月額については、請求者の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和 61 年 5 月の記録から、11 万円とすることが妥当である。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（取得月訂正）を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和元年 7 月 26 日に提出し、当該期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。